

海外販路開拓支援業務プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、海外販路開拓支援業務の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名
海外販路開拓支援業務
- (2) 業務内容
別添「海外販路開拓支援業務提案仕様書」のとおり
- (3) 業務期間
契約締結日の日から令和7年2月28日（金）まで
- (4) 提案限度価格
715,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 実施方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと。（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更正計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (3) 宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成17年告示第12号）に基づく入札参加資格の認定を受けている者であること。（同時申請可。）
- (4) 宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年告示第97号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (5) 過去5年間に於いて、同種・類似業務（※）の実績があること。
※沖縄大交易会や輸出 EXPO をはじめとする海外販路開拓等の目的で開催される商談会、展示会、見本市の開催、又は自治体ブースの運営、出展又は出展者支援
- (6) 海外（東南アジア等）の情報収集や販路開拓に活用できる現地法人又は支店があること。

5 実施スケジュール

本プロポーザルは、以下のスケジュールで実施する。

項目	日程
1. 公募型プロポーザルの開始	令和6年5月10日（金）
2. 実施要領等に関する質疑受付	令和6年5月20日（月）17:15 まで
3. 実施要領等に関する質疑回答	令和6年5月22日（水） 予定
4. 参加申込書等の提出期限	令和6年6月5日（水）
5. 参加資格審査結果の通知（発送）	令和6年6月7日（金） 予定
6. 提案書等の提出期限	令和6年6月21日（金）
7. プレゼンテーション・ヒアリング	令和6年7月2日（火） 予定
8. 審査結果の通知	令和6年7月上旬
9. 契約の締結	令和6年7月中旬
10. 審査結果の公表	同上
※事務取り扱い時間：土、日、祝日を除く 8:30～17:15 （ただし、12:00～13:00 を除く。）	

6 参加手続

（１） 実施要領・提案仕様書の配布

① 配布期間

令和6年5月10日（金）から6月5日（水）まで

② 配布方法

宇和島市ホームページに掲載するほか、市長公室において配布する。

（２） 質疑受付及び回答

① 実施要領等に係る質問

電子メールにて、「海外販路開拓支援業務に係るプロポーザル質問書（様式1）」を提出の上、必ず電話により受信確認を行うこととする。

② 提出先

宇和島市総務部市長公室シティセールス推進係

E-mail：city-sales@city.uwajima.lg.jp

電話番号：0895-24-1111（内線 2444）

③ 提出期限

令和6年5月20日（月）17時15分まで

④ 回答方法

令和6年5月22日（水）までに宇和島市ホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、提案書の記載内容の審査基準に関する質問、他の質問申込者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問、提出期限を過ぎた質問等は公平性の確保及び公

正な選考の妨げになる恐れがあるため、いかなる理由があっても回答しない。

(3) 参加申込書等の提出

以下のとおり参加申込書等を提出することとする。

① 提出書類

- ア 参加申込書（様式2）
- イ 同種・類似業務の履行実績（様式3）
- ウ 添付書類（参加資格を証明する書類等）
- エ 会社概要が分かる資料（パンフレット等）

② 提出期限

令和6年6月5日（水）

③ 提出場所

〒798-8601 宇和島市曙町1番地
宇和島市総務部市長公室シティセールス推進係
TEL：0895-24-1111（内線2444）

④ 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、事務取扱い時間内に限る。

※郵送の場合は、消印有効とし、送付後、電話により受領の確認を行うこととする。

⑤ 参加資格確認結果

参加申込書等の提出者に対し、参加資格審査結果を文書にて通知する。

(4) 提案書等の提出

以下のとおり提案書等を提出することとする。

① 提出書類

- ア 提案書
- イ 業務実施体制及びスケジュール
- ウ 見積書・内訳書
 - ※消費税及び地方消費税込みの価格とし、仕様書に基づく業務毎の見積内訳書を添付するものとする。（別表1参考）
- エ 自由提案（本業務をさらに効果的なものとするため、提案限度額の範囲内で追加提案がある場合は記載すること。）

② 提出期限

令和6年6月21日（金）

③ 提出場所

〒798-8601 宇和島市曙町1番地
宇和島市総務部市長公室シティセールス推進係
TEL：0895-24-1111（内線2444）

④ 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、事務取扱い時間内に限る。

※郵送の場合は、消印有効とし、送付後、電話により受領の確認を行うこととする。

- ⑤ 提出部数
8部（正本1部、副本7部）及び電子データ
※A4判フラットファイルに左綴じして、表紙と背表紙に業務名と応募事業者名を記入の上、提出することとする。
- (5) プレゼンテーション・ヒアリングの実施
提出された提案書等について、オンラインによるプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- ① 実施日時・場所（予定）
日時 令和6年7月2日（火）午後
場所 【参加者】オンラインによるプレゼンテーションのできる環境
【審査委員】宇和島市役所 602 会議室
- ② 所要時間（予定）
プレゼンテーション：20 分以内
質疑応答：10 分程度
- ③ その他
ア プレゼンテーションにおいて「6（4）提案書等の提出」で提出したもの以外の資料の使用は禁止とする。
イ プレゼンテーションの順番については、原則、提案書等を受け付けた順とする。
ウ プレゼンテーションでスライドやパワーポイント等を使用する場合は、事前に報告し、使用するパソコン等の機器はすべて各参加者で用意する。
エ 詳細については、後日、別途通知するものとする。

7 受託候補者の特定

- (1) 審査方法
審査は、別に設置する海外販路開拓支援業務プロポーザル審査委員会が提案書等の提出書類とプレゼンテーションの内容を評価基準に基づき審査する。
- (2) 評価項目及び評価内容
「海外販路開拓支援業務プロポーザル評価基準」（別表2）のとおり。
- (3) 受託候補者の特定
審査の結果、選定委員の合計得点を総計した合計が最も高い者を受託候補者として選定する。
ただし、受託候補者はあらかじめ定めた最低基準点を満たしている者とする。
また、受託候補者に選定された者が辞退した場合、もしくは「4 参加資格」を満たさなくなった場合は、次点者を受託候補者として選定する。
なお、参加者が1者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として特定する。

8 審査結果の通知

審査結果は特定後、参加者全てに文書で通知する。
なお、審査結果等についての異議申立ては受け付けない。

9 審査結果の公表

審査結果は、宇和島市ホームページにおいて公表する。

なお、公表の内容は以下のとおりとする。

- ① 受託候補者の名称
- ② 全参加者の名称（五十音順）
- ③ 全参加者の点数（得点順）

※参加者が2者の場合、次点者の点数は公表しない。

10 契約に関する事項

受託候補者と市が協議し、業務委託に係る仕様書を確定させたうえで契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、受託候補者と市との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合がある。

なお、受託候補者と市との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うものとする。

11 提出書類の取扱い

- (1) 全ての提出書類は、返却しない。
- (2) 市から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は、認めない。
- (3) 全ての提出書類は、参加申込者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、提案書等の提出された書類について、以下の条件に該当する場合は、提案を無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 本実施要領で示された条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 正当な理由なく、プレゼンテーション・ヒアリングを欠席した場合
- ⑥ 見積金額が本実施要領に示す提案限度価格を超える場合
- ⑦ 本実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他留意事項

その他の留意事項は、以下のとおりとする。

- ① 提案書等の作成及び提出、その他本プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- ② 緊急、その他やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。

- ③ 複数の提案は、認めない。
- ④ 参加申込書の提出後又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式４）を提出することとする。
- ⑤ 提案書の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし、市が受託候補者の特定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また情報公開請求があった場合は、宇和島市情報公開条例（平成 22 年条例第 25 号）に基づき公開する場合がある。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、「12th 沖縄大交易会 2024」におけるリアル商談会が開催されない場合、又は同大交易会の運営事務局により、当市推薦事業者がリアル商談会に選考されない場合等において、「海外販路開拓支援業務提案仕様書」4（４）①記載の業務が発生しないときは、契約上の業務内容を変更する。

13 担当部署・問い合わせ先

所 在 地：〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町 1 番地

担当部署：宇和島市総務部市長公室シティセールス推進係（担当：三原）

電話番号：0895-24-1111（内線 2444）

FAX 番号：0895-24-1121

E-mail：city-sales@city.uwajima.lg.jp